

「振替休日」への対処

「新春スペシャル勉強会」なるものによる休日出勤の代償措置について、事務局長から、「各日は半日勤務となる」ので、2日にわたる出席者は「1日分の振替休日を取得」し、1日の出席者は「半日分の振替休日を取得」するように案内がありました。

これに関して、組合は弁護士と相談した上で、本日、大学に対して、「休日勤務に関する要求書（その2）」（後掲）を提出し、休日出勤に関する問題点を指摘して、改善を要求しました。取り急ぎ、皆さんに以下のように案内いたします。

①弁護士の意見では、事務局長の指示は労働基準法に違反しています。したがって、2日の出勤に対しては休日出勤の手当が支払われず。

②ただし、個々人で、事務局長の案内文に従った手続きをした場合、大学の言う「振替休日」に同意したこととなり、休日出勤の手当て、および、割り増し賃金が支払われない可能性があります。

③組合としては、できるだけ、「振替休日」取得の手続きを取らず、割り増し賃金を含む休日出勤の手当てを受け取る権利を担保しておくことをお薦めします。

「振替休日」ではなく、「代休」を取って、割り増し賃金分の支払いを受ける選択肢もあります。



北陸大学教職組発 202号
2009年1月7日

学校法人 北陸大学
理事長 北元 喜朗 殿

北陸大学教職員組合
執行委員長 佐倉 直樹



休日勤務に関する要求書 (その2)

2009年1月7日付けで、「事務局長・押野博之」氏名で、「新春スペシャル勉強会に伴う振替休日の取得について」との「案内」文が、全教職員に伝えられました。

ここには「各日は半日勤務となる」こと、2日にわたる出席者は「1日分の振替休日を取得」するようにと書かれています。出席については、2009年1月5日配付のWith you VOL.1で、「今回の勉強会は、そのPART1とし、教職員全員参加のもとで実施いたします」と強要されています。休日労働の強要等に、以下の点から抗議し、改善を要求します。

- ①北陸大学では、土曜日、日曜日は就業規則でも、また「案内」文(12月17日付け)でも明記されているように、休日です。薬学部キャンパスでは、「時間外及び休日の労働」を取り決めた「36協定」(労働基準法第36条)を締結してはいません。にもかかわらず、休日出勤を強要することは、明らかに労働基準法違反です。
- ②そもそも労基法の「振替」とは、使用者側が、予め(1)休日と定めた日を勤務日とし、代わりに(2)他の勤務日を休日とすることをいいます。これらはセットでなければなりません。
- ③両日とも10時～15時が定められていますが、各日は実質1日の勤務です。これを「半日勤務」とし、2日で「1日分の振替休日」とする論理が不明の上に、本日(1月7日)、初めて伝えられた休日勤務の代償措置です。しかも、明日の8日まで取得日を知らせよ、とは言語道断です。職場は混乱しています。
- ④「休日」は0時から24時までの全日である必要があります。時間単位や半日単位での「振替休日」はあり得ません。振替「休暇」なるものも、存在しません。
- ⑤「案内」に言う手続きは、したがって、代休です。代休は、労働者側が、取得日を選択できる制度です。当然、割り増し手当の支払い義務が生じます。

以上